

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は「一般廃棄物つながり」から直接関係する人は少ないかと思いますが、廃棄物処理法の理念、仕組みを知っていただくために一般廃棄物処理施設の宿題でしたね。では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、次のうち、一般廃棄物処理施設として民間が設置するときに設置許可が不要な施設はどれか。

- (1) 埋立面積 800m<sup>2</sup>の最終処分場
- (2) 処理対象人員 450 人のし尿処理施設
- (3) 火格子面積が 3m<sup>2</sup>の焼却施設
- (4) 一日あたりの処理能力が 9t の生活排水汚泥の脱水施設
- (5) 処理対象人員 501 人の浄化槽

### 【解説】

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合は設置許可が必要である。

なお、市町村が設置する場合は、設置許可ではなく設置届出となる。

一般廃棄物を処理する施設はなんでも設置許可の対象となるのではなく、その種類と規模が規定されている。

し尿処理施設と最終処分場は、その規模によらずすべて許可の対象である。

一方、浄化槽は「浄化槽法」が別途あることから、廃棄物処理法の設置許可対象施設からは除かれている。

焼却施設は1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上は対象となり、産業廃棄物の焼却施設のように廃プラスチック類や廃油を対象とするか否かの別はない。

その他の一般廃棄物処理施設については、一律に「1日あたりの処理能力が5t以上」との規定であることから、破碎施設であっても脱水施設であっても、この処理能力を超えるようなら設置許可の対象となる。

正解 (5)

と問題集の解説には書きましたが、現実には一般廃棄物処理施設の多くは市町村が設置していて、その場合は8条の設置許可ではなく、9条の3の設置届出になります。

しかしながら、最近には特に食品廃棄物の受け皿として、民間で一般廃棄物処理施設を設置するという事例も増えてきているようです。

動植物性残渣の堆肥化、飼料化、それにバイオマス発電などの処理施設は産業廃棄物処理施設としては設置許可の対象にはなりません。産業廃棄物処理施設の場合は、処理施設ごとに対象になる産業廃棄物の種類や処理能力が規定されているからです。しかし、一般廃棄物処理施設では「解説」に記載したとおり「一律に「1日あたりの処理能力が5t以上」との規定」ということで、動植物性残渣の堆肥化等の施設でも設置許可の対象になるってことですね。

## ～廃棄物処理問題～

このことについての問題を一つあげてみましょう。ただ、これは超マニアックなのであまり時間を掛けず解説を見ていただいてもいいかもしれません。

Q、民間が一般廃棄物処理施設を設置するときには設置許可が必要となるが、そのときの手続きに関し、法令で規定されていない事項は次のうちどれか。

- (1) 新たに一般廃棄物処理施設を設置する場合は、いずれの一般廃棄物処理施設についても、生活環境影響調査の結果を設置許可申請書に添付しなければならない。
- (2) 一般廃棄物処理施設設置許可申請があった場合に、都道府県知事が告示、縦覧をしなければならないのは、焼却施設と最終処分場だけである。
- (3) 設置許可を受けて完成した一般廃棄物処理施設であっても、使用前検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
- (4) 都道府県知事は、どのような一般廃棄物処理施設設置の許可をする場合においても、あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- (5) 都道府県知事は、その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものと認めるときでなければ、許可をしてはならない。

### 【解説】

一般廃棄物処理施設を民間が設置する場合の設置許可手続きについては、法第8条及び法第8条の2各項や、これを受けた政省令で具体的に規定してある。

(1) については、法第8条第3項で規定しているが、既に過去において許可を取得した施設であり、変更がない施設の場合は、生活環境影響調査を省略することが可能である。たとえば、処理施設には何の支障もないが、設置者の欠格事項該当による取消を受けた場合などがこれにあたる。

(2) と (4) については、一般廃棄物処理施設では政令第5条の2により、焼却施設と最終処分場に限定されている。

(3) の使用前検査については設問どおりであるが、市町村が設置する場合は、使用前検査の規定はない。

(5) については、法第8条の2第1項第2号で規定し、具体的には省令第4条の2で規定している。

正解 (4)

では、今回の宿題も処理施設つながりで難問ではあると思いますが、プラスチック資源循環促進法もスタートし、関係がある方も徐々に増えていくと思いますのでちょっと考えてみて下さい。



### 宿題Q

事業者が自ら処理のために廃プラスチック類の破碎施設を設置しようとする場合、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 施設の公称能力が日10tであっても、実際に1日4tのみを投入し、処理する場合、許可は不要である。
- (2) 施設の公称能力が日10tであっても、実際に1日2時間程度の運転で2.5tのみの処理の場合、許可は不要である。
- (3) 施設の公称能力が日10tであれば、実際の処理量や運転時間にかかわらず許可施設になる。
- (4) 施設の公称能力が日10tであれば、許可施設にはならない。
- (5) 施設の公称能力が日10tであっても、自ら処理の場合は許可施設にはならない。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。